

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 9 月まで  
会社を退職した当時、国民年金にはあまり関心がなかったが、父に何度も説得され重要性を感じたため、国民年金への加入手続を行い保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 61 年 1 月に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は 63 年 2 月 15 日に払い出されており、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人が所持している年金手帳の最初の住所欄には、申立期間の後である結婚（昭和 61 年 10 月）後の住所が記載されていることが確認できる。

さらに、当該手帳記号番号払出しの時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったが、申立人に聴取したところ、「未納分の保険料を遡ってまとめて納付したことは無い。」と供述していることから、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 1 月 26 日まで  
A社での厚生年金保険被保険者期間は、昭和 44 年 1 月 26 日からになっているが、43 年の夏前から当該事業所で働きはじめ、その年の夏には会社の同僚と海に行った記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務した時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、廃業している上、申立期間当時の事務担当者であった元事業主の妻は、「申立期間当時の資料は残存していない。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

また、当該元事業主の妻は、「申立期間当時、入社当初の数か月間は見習として厚生年金保険に加入させておらず、その間の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と証言している上、元同僚の一人は、「私の入社時期は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より約6か月前だった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 29 日から同年 3 月 15 日まで  
A社には、平成 12 年 3 月中旬まで勤務していたにもかかわらず、同年 2 月が厚生年金保険の加入期間となっていない。当時の給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である平成12年2月28日となっており、雇用保険と厚生年金保険の退職に係る被保険者記録は符合している。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、申立人は平成12年2月28日に退社し、同年2月29日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、同年3月9日付けで健康保険被保険者証を添付して社会保険事務所（当時）に行ったことが確認でき、これは、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料は所持していない上、当該事業所及び給与計算等社会保険諸手続を受託している社会保険労務士は、「賃金台帳等関係資料については、保存期間を経過したため廃棄処分している。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。